

第4章

計画の体系と取組み方針

1. 計画の体系

2. 取組み方針

1. 計画の体系

5本柱の「めざすまちの姿」、14の「取組み方針」

I. 誰もが「安心」して暮らせるまち

- ① 区民ミーティングを活用した小地域福祉活動の推進
- ② 多文化共生の地域づくり
- ③ 権利擁護の推進と市民後見人の育成・支援

II. 新たな「支え合い」のあるまち

- ④ コミュニティソーシャルワークの推進と地域福祉活動のネットワークづくり
- ⑤ 地域福祉サポーター活動の推進と見守り機能の強化
- ⑥ 多様な地域福祉活動の支援とリーダーの育成

III. 「災害に強い」まち

- ⑦ 災害ボランティアセンター機能の充実
- ⑧ 多様な災害ボランティアの育成と連携

IV. 地域の「元気」が見えるまち

- ⑨ 地域の子どもを支援する体制の強化
- ⑩ 町会・自治会と連携した福祉活動の推進

V. 「協働」のしくみを活かすまち

- ⑪ 地域福祉活動の情報共有と発信
- ⑫ 区内企業の地域貢献活動との連携
- ⑬ 区内社会福祉法人の連携・協働の拡大
- ⑭ 地縁団体及び知縁団体との連携・協働

2. 取り組み方針



めざすまち

1. 誰もが「安心」して暮らせるまち

取り組み方針①

区民ミーティングを活用した小地域福祉活動の推進

現状と課題	① 地域福祉活動計画推進の取り組みとして、全ての高齢者総合相談センター圏域(8地区)ごと、毎年、4回実施してきました。 ② 区民ミーティングでは地域課題を共有し、互いに連携・協力することで、自主的な活動が生まれている圏域もあります。 ③ 地域によっては区民ミーティングの参加者が固定化している傾向が見られるため、検討のテーマが広がらないなどの課題があります。			
今後の方向性	① 区民ミーティングを活用して、地域住民や多様な団体等が主体的に参画する小地域福祉活動を推進します。 ② 小地域福祉活動を推進するために、小地域での活動基盤や拠点づくり(地区社協など)に取組みます。			
主な取り組み	① 今後も定期的に区民ミーティングを実施し、個別の生活課題や地域課題を共有し、地域課題などの解決に向けた協議を継続します。 ② 現在の8圏域に限らず、各地区の状況により、より小地域(小学校区程度)で課題を共有します。 ③ 小地域福祉活動の基盤構築に向けて、地域住民や団体、行政、社協等で協議します。			
補足説明など	【区民ミーティングの実施状況】			
		26年度	27年度	28年度
	実施圏域	8圏域	8圏域	8圏域
	延開催数	32回	32回	32回
	延参加者数	800人	670人	804人

コラム

地域貢献検討会議と そこから生まれた地域活動 (西部圏域)



平成28年11月から、地域福祉サポーター、民生・児童委員、CSW等が集まり、地域貢献検討会議が始まりました。会場は、特別養護老人ホーム千川の杜内にある地域交流スペースで、施設の職員や隣接する保育園の職員も会議に参加しています。



話し合いの中から実際に生まれた活動の一つが、“「せんかわ」ふるさとひろば”です。「高齢者と子育ての世帯の交流の場づくり」をテーマに、毎月1回開催されています。毎回20名ほどの親子・高齢者が参加しています。

この他にも、「男性のためのボランティアスタート講座」の開催など、地域貢献検討会議での議論をきっかけに新たな取り組みが始められています。



「せんかわ」
ふるさとひろば



コラム

地域での 障がい者支援



“ポトスペース”は地域住民のボランティア「としまコスモスの会」が、孤立しがちな精神障がい者が気軽に地域の人と交流できる場として立ち上げました。ここでは利用者の皆さんがプログラムの内容を考えて決めており、料理や園芸などの活動にそれぞれのペースで参加しています。

“ポトスペース”の活動風景



「麦の家やってみる会」は、主に知的障がいの方が通う地域の施設“麦の家”の利用者と近隣住民と一緒に「面白いことをやってみよう!」と始まった会です。“麦の家”の看板づくりや、余暇活動、作業のお手伝いなどの活動をする知的障がい者の地域応援団です。

近くにある、
くすのき荘で福笑い



“麦の家”の看板。豊島区障害者美術展
「第9回ときめき想造展」でアゼリア賞を受賞。

取組み方針②

多文化共生の地域づくり

現状と課題	① 言語の壁や文化の違いなどから、法規や生活上のルール理解が難しく、生活上の課題を抱えた在留外国人が増加しています。 ② こうした在留外国人を支援するために、ボランティアによる語学支援（日本語サークル）や生活相談などの支援が行われています。 ③ 在留する外国人の中には、災害時の語学支援ボランティアやホームレス支援など、すでに地域で活動をしている人や、地域に貢献したいと考えている人もいます。
今後の方向性	① 国籍や言語、文化の違いを認め尊重しあう、多文化共生の地域づくりを推進します。 ② 在留外国人と共生するための地域活動・地域交流など、多様性を活かした地域づくりを推進します。
主な取組み	① 在留外国人が抱えている具体的な課題や必要な情報の把握を行い、相談やサービス利用における多言語対応にも配慮するなど、支援体制を整備します。 ② 日本の文化やルール、住まい方等の理解を促進します。 ③ 既存の地域活動への外国人の参加を促し、相互交流の機会を創出します。 ④ 外国人の強みを活かした活動（母国語による通訳など）を増やします。

コラム

外国人による地域支援活動

「ジャパン・イスラミック・トラスト（JIT）」

「JIT」は1994年に池袋を本部に創設された非営利団体で、現在は宗教法人日本イスラーム文化センターとして文化庁に登録されています。

「JIT」では信者からの喜捨（寄付）を活用して、国内外の支援活動を実施しています。豊島区内においては、ホームレス支援団体「TENOHASHI」の炊き出しに協力し、食事や衣類等の提供をするなど、困窮者に対する支援に熱心に取り組んでいます。



取組み方針③

権利擁護の推進と市民後見人の育成・支援

現状と課題	① 急速な高齢化の進展に伴い、認知症等により判断能力が十分でない方、愛の手帳（療育手帳）の取得者等も増加しています。 ② 豊島区は一人暮らし高齢者の割合が他の自治体と比較しても高く、家族からの支援が得られにくくなっています。 ③ 住み慣れた地域で暮らすために、権利擁護の推進や市民後見人の育成・支援など、社会的な支援体制の整備が必要です。 ④ 市民後見人の養成や「後見活動メンバー」の支援など、区や関係団体と連携した地域づくりが求められています。
今後の方向性	① 区民の権利擁護に対する意識を高め、市民後見に協力しやすい体制整備や意識の醸成を目指します。 ② 市民後見人の養成や必要な支援の拡充など、市民後見人が活躍しやすい環境整備を進めます。
主な取組み	① 権利擁護や後見活動等に対する理解を高めるために、区民向けの学習会の開催やPR活動を拡充します。 ② 市民後見人が活動しやすい支援体制を整備するために、研修や情報交換等の場を増やします。
補足説明など	【想定される成果】 ・権利侵害を認めないような意識を地域で醸成します。 ・市民後見人の認知が進み、社会的な需要が高まります。

市民後見人とは？

「成年後見制度」の趣旨と内容を理解している一般区民の方で、社会に貢献したいという熱意をもった成年後見人のことです。

これまで成年後見人等の担い手は、親族や専門家が中心でしたが、親族がいない、専門職後見人への報酬を負担する資力がない等の理由で制度利用が困難な場合があります。そのような方々を支援するためにも、新たな後見人の受け皿として、市民後見人の活躍が期待されています。豊島区では、東京で使用していた「社会貢献型後見人」の名称を引き継いでおり、平成28年度に初めて「社会貢献型後見人（市民後見人）養成講習」が開催されました。

なお、養成講習の修了者は「後見活動メンバー」に登録し、後見人受任を目指して社協の法人後見事業や地域福祉権利擁護事業の支援員として経験を積んでいます。

めざすまち

II. 新たな「**支え合い**」のあるまち

取組み方針④

コミュニティソーシャルワークの推進と
地域福祉活動のネットワークづくり

現状と課題	① 高齢者総合相談センターの8圏域に、各2名のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し地域住民や行政などと連携して、社会的な孤立や制度の狭間にある住民支援、学びあい・支え合いの仕組みづくり、地域住民の福祉意識の醸成などの取組みを推進しています。 ② コミュニティソーシャルワークの周知が図られましたが、地域住民の認知がまだ不足している状況も伺えます。			
今後の方向性	① 地域共生社会の実現を目指し、地域住民が個別の生活課題や地域課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えるよう、福祉意識を醸成します。 ② 地域福祉活動を強化するため、新たな支えあいのネットワークづくりを進め、地域を面的に支える体制を目指します。			
主な取組み	① CSWが社会的孤立や制度の狭間にある人や家族の個別支援を行うとともに、地域課題を共有し、地域住民が活動するための協議の場や実践(学びあい・支えあい)を進めるなど、地域支援活動を行います。 ② 町会・自治会や民生児童委員、地域で活動する個人や団体、企業、行政機関などの協働推進のため、CSWが仲介やサポートを行います。 ③ 区民ミーティング等を活用して、地域活動のネットワーク化を図ります。			
補足説明など	【コミュニティソーシャルワーカーの配置と総合的福祉相談件数】			
		26年度	27年度	28年度
	圏域数	6圏域	8圏域	8圏域
	配置人数	12名	16名	16名
	相談件数	5,809件	6,706件	7,146件

取組み方針⑤

地域福祉サポーター活動の推進と見守り機能の強化

現状と課題	① 地域の緩やかな見守り活動をはじめ、サロン活動や子どもへの学習支援活動などへの参加、協力を行っています。またサポーターが共同してサロン活動を立ち上げた事例もあります。 ② 高齢者クラブによる見守りや青少年育成委員による安全安心パトロールなどが行われています。また、高齢者や障がい者、子育てなどのサロン、子ども食堂などの集いの場を通じて、地域住民同士が見守り合う関係も構築されています。										
今後の方向性	① 地域福祉サポーターの見守り活動を継続するとともに、地域活動への参加や、地域の福祉関係者などとの連携を推進します。 ② 子どもから高齢者まで、互いに見守り合う関係づくりを推進し、サロン活動などの活性化などを進め、地域の見守り機能を強化します。										
主な取組み	① 登録者500人を目指して、定期的なサポーター説明会を実施するとともに、様々な機会を捉えて登録を呼びかけます。 ② サポーター同士の顔の見える関係づくりを促進するために、小地域のサポーター交流会を実施します。また、地域の福祉関係者などとの連携や協働を行う場を作ります。 ③ 小地域での見守り活動やサロン活動などを増やします。										
補足説明など	【地域福祉サポーター登録者数】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数</td><td>113人</td><td>152人</td><td>203人</td></tr> </tbody> </table>				26年度	27年度	28年度	登録者数	113人	152人	203人
	26年度	27年度	28年度								
登録者数	113人	152人	203人								

地域の小さなアンテナ～地域福祉サポーター～

地域福祉サポーターは、身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに気づき、声かけなどを行っています。また、サロンなどの地域活動にも参加・協力しています。

この地域福祉サポーターは、区内在住、在学、在勤の18歳以上の方（高校生不可）であれば誰でも参加できます。

地域福祉サポーター活動事例

CSWと民生・児童委員、地域福祉サポーターが本人宅を訪問したところ、室内からかすかな声で反応あり。窓から中を確認すると、本人は意識があるが動けなくなっていた。本人の了承を得て室内に入り、緊急搬送となった。



社協・CSW

隣の人をしばらく見かけないの！心配だわ…



地域福祉サポーター

CSWに相談

取組み方針⑥

多様な地域福祉活動の支援とリーダーの育成

現状と課題	① 区民や団体が主体的に地域福祉活動を実践しており、社協広報誌『トモニーつうしん』の特別号では119の団体活動を紹介しています。 ② こうした地域活動においても、継続的に参加してくれるボランティアの減少や、リーダーの育成、後継者の不足が課題となっています。 ③ 地域の福祉活動団体は様々な福祉ニーズに対応するため、会場や人材、活動資金の確保も大きな課題となっています。
今後の方向性	① 意欲ある区民の主体的な地域福祉活動を支援するための体制の強化や、支援が得られやすい地域づくりを目指します。 ② 意欲ある区民と、協力者を求めている団体とが出逢うきっかけづくりとともに、地域活動のリーダーの育成や、場の提供、人材、資金などの支援体制の強化を進めます。
主な取組み	① 今後も『トモニーつうしん』を始めとしたPRのほか、さまざまな媒体で活動を紹介し、地域福祉に対する理解や支援を求めています。 ② 意欲ある区民と、協力者を求めている団体との交流を促進します。 ③ 活動の資金を得られるよう寄付文化を醸成することや、拠点づくりに対する支援を行います。
補足説明など	【想定される成果など】 ・地域福祉活動に参加するボランティアや、利用者として参加する区民の増加を促します。 ・地域福祉活動実践団体ヒアリングにおいて、活動を続けていくために必要な支援として、「地域住民に対するリーダー研修の提供」「後継スタッフの確保」「一定期間定着して活動できるボランティアの確保」「活動資金などの支援」などが挙げられています。



めざすまち

Ⅲ.「災害に強い」まち



取り組み方針⑦

災害ボランティアセンター機能の充実

現状と課題	① 阪神淡路大震災や東日本大震災の発生を契機に、災害ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの役割が増大しています。 ② 東日本大震災や熊本地震災害時に登録災害ボランティアと豊島区民社協の職員がボランティア活動を行いました。また、平成29年7月には災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を初めて実施しました。 ③ 発災時に効果的な支援を行うため、災害ボランティアセンター運営に関するノウハウを蓄積し、必要なマニュアルなどを整備し、関係機関や地域団体と連携を強化していく必要があります。
今後の方向性	① 災害ボランティアセンター訓練などを通じた防災意識を啓発し、区民の協力を活用した災害ボランティアセンター運営を目指します。 ② 発災時、多くの区民に利用・協力してもらうために、災害ボランティアとの連携を強化します。 ③ 発災に備え、平時から地域の様々な団体、豊島区、東京都社会福祉協議会、及び関係機関との連携を強化します。 ④ 訓練ノウハウを蓄積し、マニュアルの改訂や立ち上げ訓練に生かします。
主な取り組み	① 定期的に立ち上げ訓練を行い、区民の防災意識の普及・啓発を図るとともに、災害ボランティアセンターに対する理解を醸成し、随時、運営マニュアルなどの改訂を行います。 ② 災害ボランティアの研修や情報交換を促進するとともに、災害ボランティア活動の支援を行います。 ③ 豊島区や他の関係機関、地域の様々な団体との連携強化、城西ブロック社協間の防災支援協定の活用など、発災時に協力、応援を行えるネットワークづくりを推進します。

取組み方針⑧

多様な災害ボランティアの育成と連携

現状と課題	① 災害ボランティアセンターの運営など、災害ボランティアの主体的な参加が必要とされています。 ② 若い世代の災害ボランティアが不足しています。 ③ 発災時、配慮が必要な方々(外国人や障がい者など)へ対応するために、特性(特技・経験・専門性)を生かした災害ボランティアの育成と連携が必要です。
今後の方向性	① 災害ボランティアセンターに関わる研修・訓練の内容を見直し、経験を積んだボランティアに運営へ積極的に参加してもらうことで、区民が主体となった災害ボランティア活動を目指します。 ② 若い世代の災害ボランティア確保のため、区内の在学、在勤者を対象に災害ボランティア登録の普及を進めます。 ③ 外国人や障がい者の災害時のニーズに対応できる災害ボランティアを養成します。また町会の防災担当と連携して、地域の受援力(ボランティアの援助を受け入れる能力)の向上を目指します。
主な取組み	① 災害ボランティア研修を体系化するとともに、段階的により高度な内容を取入れます。 ② 町会・自治会、学校や企業などと災害時の協力提携を図り、在学、在勤者の災害ボランティアの登録を呼びかけます。(目標:270名) ③ 外国語学校や市民活動団体と連携して、さまざまな専門性を持つボランティアを育成します。災害時に配慮が必要な方々への対応についても、災害ボランティア全体のスキルアップを図ります。また、配慮が必要な方々へ防災訓練への参加を呼び掛けます。



コラム

災害ボランティアセンターの活動



災害ボランティアセンターは、災害時にボランティアを派遣し、被災地の復興に大いに役立っています。阪神淡路大震災以降、全国的にボランティア活動への関心が高まり、社協が災害ボランティアセンターを設置する事例が定着しました。豊島区民社協は、平時から災害ボランティアの養成と登録に努めるとともに、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練や研修を行い、災害に備えています。



災害ボランティア養成講座

豊島ボランティアセンター
登録災害ボランティア

全国の災害ボランティア

参集

募集

活動

豊島区災害ボランティアセンター

(設置・運営：豊島区民社会福祉協議会)

本部

ボランティアチーム

ボランティア受付担当
マッチング担当
送り出し・資材・車両担当

総務チーム

庶務担当
運営・衛生担当
救援物資担当

情報チーム

ニーズ受付担当
アウトリーチ担当
情報収集・発信担当



ボランティア受付の様子

立ち上げ訓練の様子



ボランティア送り出しの様子

めざすまち

IV. 地域の「元気」が見えるまち

取組み方針⑨

地域の子どもを支援する体制の強化



現状と課題

- ① 区内では私立中学校に進学する子どもが4割を占める一方で、子どもの貧困や、居場所のない子どもなどの課題があります。
- ② 子どもの学習支援や子ども食堂など、地域住民の支援活動が増加しています。また、課題を抱える家庭に対しては、子ども家庭支援センターなどの関係機関と連携した支援が展開されています。
- ③ 区立小学校の「放課後子ども教室」学習支援や余暇活動、青少年育成委員会の児童育成活動、PTAの登下校の見守り活動など、住民による見守り、育成、野外レクリエーションなど様々な活動が行われています。
- ④ 不登校や高校中退等で所属のない子どもたちへの支援も必要とされています。

今後の方向性

- ① 地域住民などが様々な活動を通して、地域の子どもたちの健やかな育ちを見守る体制を拡大していきます。
- ② 子どもの現状や課題を、地域住民や団体、企業などで共有し、地域で子どもたちを見守り、支える意識を高めていきます。

主な取組み

- ① 子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学習支援や子ども食堂などの既存のネットワークなどと連携を深め、横のつながりを広げていきます。
- ② 子どもを支援する活動に、企業や大学・専門学校などがより参画しやすいように働きかけます。
- ③ 子ども食堂などの地域活動を始めるにあたり、必要となる情報や資金・人材の確保などの支援体制を整備します。

補足説明など

【民生児童委員協議会子育てサロン28年度実績】

子育て サロン数	実施回数 合計	参加者数（のべ人数）				
		親	乳幼児	民生委員	その他	総計
10	110	2,000人	2,134人	876人	674人	5,684人

【としま子ども学習支援ネットワーク参加団体】

13団体17教室

【としま子ども食堂ネットワーク加入食堂数】

14食堂

コラム

子どもの学習支援・子ども食堂



子どもたちが環境等に左右されることなく学びの機会をもてる地域づくりを目的に、2015年6月、「としま子ども学習支援ネットワーク（とこネット）」が結成されました。無料学習支援などを行っている団体・行政機関等が参加し、団体間の情報共有や、新たな学習支援団体の立ち上げ協力などを実施しています。

子ども食堂の取組みも広がりを見せ、2016年には「としま子ども食堂ネットワーク」も結成されました。



学習支援団体のパネル展示
（とこネットフォーラムにて）



子ども食堂の様子

学生による地域活動

区内にある大学や専門学校に通う学生は、高齢者の困りごと支援や子どもの学習支援など、多様な地域活動に参加・協力しています。また、学生が地域や区民ひろばの活動に参加する中で基礎的な実践力を身につけるサービスラーニングを行っている学校もあり、いずれも地域に活力や良い刺激をもたらしています。



子どもの学習支援活動



区民ひろばでの
サービスラーニング

活性化じゃのう〜♪



取組み方針⑩

町会・自治会と連携した福祉活動の推進

現状と課題	① 町会は、祭りやサロン、防災訓練などを行うなど、身近な自治組織として重要な役割を果たしています。 ② 住民の約8割が集合住宅に住んでいることや、若年単身世帯やマンションの増加、地域の高齢化などにより、町会加入者の減少や役員のなり手がいないなどの課題が顕在化しています。 ③ 一方では、先駆的に高齢者の見守りの仕組み（定期的な見守り検討会とサロン）を実現している町会もあります。
今後の方向性	① 町会単位で高齢者などを見守るなど、我が事・丸ごとの支え合いの仕組みづくりを広げる地域力を高めていきます。 ② 町会の福祉事業に対する支援の拡充や福祉活動の啓発により、町会の福祉活動に対する理解を促進します。
主な取組み	① 町会を単位とする、高齢者などの見守りや困りごと支援など、支え合いの仕組みを作り、情報発信・情報交換の機会を拡大します。集合住宅でのサロンや茶話会などの取組みも増やします。 ② 地域福祉サポーターや地域団体、区内大学の学生などが、町会の福祉活動を支援する取組みを推進します。
補足説明など	池袋本町1丁目町会見守り検討会 町会活動の一環で、町内高齢者の見守りやサロン活動を実施。 （コラム・分野別ヒアリングの実施状況参照） 都営高松団地のゆったり茶の間 自治会、民生児童委員、CSWなどが協力し、「集合住宅における孤立防止と住民同士の顔の見える関係づくり」を目的に、毎月相談会を兼ねた茶話会を実施。 高松2丁目町会地域福祉推進委員会 町会の全20地区の地区委員が地域福祉推進委員を兼任（他に任意の委員もいます）。回覧板、集金など日常の中で高齢者を気にかけて、何かあれば担当の民生委員に相談するなどゆるやかに見守っています。食事会や情報交換・勉強会を実施。

コラム

町会・自治会が 取り組む小地域福祉活動



池袋本町1丁目町会

町内の独居・日中独居や気になる方を、見守り検討会のメンバーが訪問、安否確認をしています。2ヶ月に1回の「きずなサロン」では、お茶とおしゃべり、折り紙などのほか、お花見に出かけるなど楽しい企画を展開しています。

町内在住のすべての気になる高齢者を目配りして情報を共有、町会ならではの地道な活動を続けています。



見守り検討会
町内の地図を確認しながら
見守り状況を共有しています



きずなサロンの様子

都営高松団地

おにぎり会で地域の子どもと
高齢者が自然に交流します



茶話会「ゆったり茶の間」

高松2丁目町会

2年任期の地域福祉推進委員が
ゆるやかな見守り活動をしています。



高齢者と
交流会じゃ～





めざすまち

V. 「協働」のしくみを活かすまち

取組み方針⑪

地域福祉活動の情報共有と発信

現状と課題	① 区民ミーティングの開催など、参加者同士の地域活動の情報共有や、地域資源マップを活用した情報の発信を行いました。 ② 豊島区内で実施されている地域活動を紹介し、福祉活動に対する周知、啓発を図るため、『トモニーつうしん』特集号などを発行しました。 ③ 地域活動への参加が期待される人々（退職したシニア層、若年層など）への地域活動の情報発信が必要とされており、情報伝達手段や内容等を工夫していく必要があります。
今後の方向性	① 地域の支え合い活動を広げるため、地域住民や活動団体などの活動状況を周知していきます。 ② 多様な媒体による情報発信の仕組みづくりを進めます。 ③ 小地域で集い、学びあい、考えあう情報共有・発信のネットワークづくりを推進します。
主な取組み	① シニア層は紙媒体を中心とした情報発信、若年層はSNSを活用した双方向の情報共有・発信など、地域住民のライフステージやライフスタイルに合わせた効果的な取り組みを行います。 ② 紙面作りやSNS利用に関する知識を得るための講座を開催するなど、地域の情報発信を推進するための人材（区民ライター等）を育成します。 ③ 民生委員、地域福祉サポーター、CSWなどの共同作業で、顔を合わせて地域の情報共有や情報交換する場を増やします。
補足説明など	【実践事例】 ・紙媒体を活用した情報発信 『としまボランティアセンターだより』にて、ボランティア募集、活動団体紹介、ボランティア講座などの情報を発信している。 ・SNSを活用した情報発信 “「せんかわ」ふるさとひろば”のスタッフが、活動の様子や今後の予定などを紹介するFacebookのページを開設した。 ・顔を合わせての情報共有・情報交換 区内の無料学習支援団体（としま子ども学習支援ネットワーク）のスタッフや関係者が、月1回連絡会を開催しており、活動情報や課題の共有化を行うとともに、協同のイベントなども実施している。

コラム

地域福祉活動の際の個人情報やプライバシーの保護

地域福祉活動に携わる者は、個人情報やプライバシーの保護に高い意識を持ち、活動の対象との信頼の関係を損なわないように行動することが求められます。



信頼と安心の関係づくり

個人情報やプライバシー

守られる

地域福祉活動の対象

守る

地域福祉活動に取り組む者
(※個人情報取扱事業者)

保護する個人情報とは？

●個人情報：生存する個人に関する情報

- ①氏名、生年月日、その他記述など（文書、図面、電磁的記録）に記載、記録、音声、動作その他の方法で表された一切の事項。（⇒特定の個人を識別することができるもの）
- ②個人識別符号が含まれるもの。

●個人識別符号：次の文字、番号、記号その他の符号

- ①特定の個人の身体の一部の特徴（DNA、容貌、声帯、指紋など）を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号で、特定の個人を識別することができるもの。
- ②個人に発行される旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号などで、特定の個人を識別することができるもの。

●要配慮個人情報：本人に不利益が生じないよう特に配慮を要する個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能障害、健康診断その他の検査結果、医師などの指導や診療・調剤、犯罪歴や犯罪被害を被った事実、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関すること、少年の保護事件の調査、観護の措置、審判、保護処分その他のこと。

保護するプライバシーとは？

保護すべきプライバシーは、人が個々に「大事にしたい」「秘密にしたい」「触れられたくない」等、自分の中で管理している情報です。その保護については、細心の配慮が望まれます。

※個人情報取扱事業者：個人情報データベースなどを事業の用に供している者

Q: どんな団体等が該当しますか？

町内会、自治会、マンション管理組合、サークル、ボランティアグループ、個人事業主、PTA、子ども会などが含まれます。また、個人の活動でも、これに含まれる場合があります。

Q: 個人情報データベースとは何ですか？

個人情報を含む情報の集合物を言います。

取組み方針⑫

区内企業の地域貢献活動との連携

現状と課題	① 地域福祉を推進する有効な方策として、区内企業の地域貢献活動の推進は、非常に重要な事項と考えられます。 ② 地域福祉サポーターへの登録や子ども食堂の運営など、地域貢献活動に積極的な取組みを進める企業も出てきています。 ③ しかし、地域貢献活動への意欲はあるものの、地域のニーズが分からず活動が始められない企業もあります。
今後の方向性	① 区内企業に対し、地域貢献活動の意義や必要性の理解を促します。 ② 企業の持つ様々な資源（人、場所、技能、資金など）と、地域のニーズを結びつける取組みを進めます。
主な取組み	① 企業の強みを活かした地域貢献活動を創出するために、企業向けの説明会などを開催して、地域のニーズとのマッチングを行います。 ② 企業と地域とのつながりづくりを進めるために、企業に既存の地域活動への参加や協力を呼びかけます。



コラム

区内企業による 地域貢献活動



区内では、企業による様々な地域貢献活動が行われています。企業の取組みの一部をご紹介します。

株式会社ニュートン

●手作り社会貢献プロジェクト「がんばれ！子供村」

子どもを支援したい人・団体に、「がんばれ！子供村」のフロアや設備の無料貸出をしています。

●「がんばれ！子供村」こども食堂

"子どもの孤食"を減らすため、毎週水曜日「こども食堂」を実施しています。

●夏休みリゾートホテル無料で招待

毎年、様々な事情のある子どもとその家族を、伊豆のリゾートホテルへ招待しています。



「がんばれ！子供村」外観

企業による匿名の寄付

- 子ども用マスク(384万円分)、贈答用ゼリー(60万円分)など、企業による匿名の寄付が、豊島区民社協にも寄せられています。



取組み方針⑬

区内社会福祉法人の連携・協働の拡大

現状と課題	① 社会福祉法の改正に伴い、社会福祉法人による地域公益活動の実施が責務となったため、東京都社会福祉協議会から都内の自治体を単位とした公益活動実施の方針が示されました。 ② 区内26の社会福祉法人では、社会福祉法人の地域公益活動として、平成29年4月より「福祉なんでも相談窓口」事業を開始しました。
今後の方向性	① 区民の誰もが身近な相談窓口で気軽に相談できる体制とするため、住民の立場に立った対応を推進する必要があります。 ② 相談対応と同時に、地域で求められている福祉ニーズを拾い上げていきます。 ③ 社会福祉法人間のネットワークや地域課題に対する共通理解を促進し、地域との協働を目指します。
主な取組み	① 豊島区社会福祉法人ネットワーク会議における相談窓口事業の検証などを行います。また、区内のCSW圏域単位で、相談内容や対処法についての情報交換を行い、共通理解を深めていきます。 ② 地域ネットワークづくりを基盤として、地域ごとにニーズを捉え、新たな地域公益活動を展開します。 ③ 各法人が相互に協力することで、地域のニーズに素早くきめ細やかに対応する仕組みを作ります。



コラム

豊島区社会福祉法人地域公益活動 福祉なんでも相談窓口



豊島区内には高齢者施設、障害者施設、保育園などを運営する26の社会福祉法人があり、この区内社会福祉法人が共同で平成29年4月より無料相談事業を開始しました。

昨年改正された社会福祉法では、地域福祉向上のため新たに社会福祉法人に対し積極的に公益活動を行う事が義務付けられました。この法律改正を受け、区内の社会福祉法人の26法人46施設で無料相談事業を行っています。

<運営方針>

- ①社会福祉法に基づく無料による地域公益活動とし、地域福祉の向上に努めます。
- ②どなたでも気軽に立ち寄れる相談窓口を目指します。
- ③相談は原則として断りません。どなたのご相談にも応じます。
- ④区内の社会福祉法人が全体で相談・課題を共有し、豊かな地域づくりを目指します。

豊島区社会福祉法人地域公益活動『福祉なんでも相談窓口』イメージ図



福祉なんでも相談窓口 マップ



相談窓口名称	所在地	電話番号
1 特別養護老人ホーム アトリエ村	豊島区長崎4-23-1	03-5965-3400
2 特別養護老人ホーム 風かおる里	〃 南長崎6-15-6	03-5982-1021
3 特別養護老人ホーム 菊かおる園	〃 西巣鴨2-30-19	03-3576-2266
4 地域生活支援センターこかげ	〃 東池袋4-5-1-103	03-5958-1990
5 東池袋豊寿園	〃 東池袋2-38-10	03-3971-0520
6 長崎第一豊寿園	〃 長崎2-27-18	03-3554-4422
7 千川豊寿園	〃 千川2-9-10	03-3530-4033
8 長崎いずみの郷	〃 長崎4-45-6	03-5917-6217
9 特別養護老人ホーム 山吹の里	〃 高田3-37-17	03-3981-5051
10 ゆきわりそう	〃 南長崎6-19-5	03-3950-2002
11 若草保育園	〃 南大塚1-10-3	03-3945-6372
12 愛の家ファミリーホーム		
13 愛の家保育園	〃 長崎4-11-3	03-3957-2801
14 福祉ホームさくらんぼ	〃 西池袋3-8-20	03-5396-9581
15 特別養護老人ホーム池袋敬心苑	〃 南池袋3-7-8	03-5958-1165

相談窓口名称	所在地	電話番号
16 ディ・フォーラム染井吉野	豊島区駒込6-33-16	03-3910-2258
17 泉湧く家ケア豊島	〃 上池袋3-19-6鈴木ビル2階	03-5907-5565
18 グループホームいけぶくろの家	〃 池袋3-59-4	03-5911-1248
19 グループホーム四丁目の家	〃 池袋4-10-2	03-6912-7949
20 わくわく保育園	〃 池袋4-10-2	03-6912-7091
21 みのり保育園	〃 池袋本町3-29-9	03-3983-2396
22 めぐみ保育園	〃 池袋本町4-1-14	03-5944-9791
23 豊島区立駒込実習所・福祉作業所	〃 駒込4-7-1	03-3910-2301
24 西池袋そらいろ保育園	〃 西池袋2-25-20	03-3988-4210
25 雑司が谷保育園	〃 雑司が谷1-22-5	03-5954-4770
26 特別養護老人ホームシオンとしま	〃 池袋1-4-11	03-3984-7477



(平成30年3月末現在)

取組み方針⑭

地縁団体及び知縁団体との連携・協働

現状と課題	① 区内企業には地域貢献活動を行っているところもあり、一部の企業からは自らの持つ組織力や専門性を活かすために、区民ミーティングにも参加するなど地域のニーズを知りたいという声もあります。 ② また、NPOや学校などの知縁団体による活動も多く見受けられます。お互いの活動をより発展させるために、横のつながりと連携が図れる仕組みづくりが望まれています。 ③ 町会・自治会などの地縁団体では、役員の高齢化や町会員の減少、区画整理による住民の移動など、団体の存続自体が困難なところもあります。
今後の方向性	① 企業が多く存在する地域性を活かし、地域と企業の相互にメリットとなる地域福祉の展開が必要です。 ② 多様な知縁団体と地縁団体が積極的に交流することで、多世代、他分野にまたがる地域課題の解決も見込まれます。
主な取組み	① 地域住民、自治会、地縁団体、知縁団体、企業が積極的に区民ミーティングなどを活用し、地域の課題とそれぞれが担える役割などについて、意見交換を行い、情報を共有します。 ② まちづくり、災害対策、文化交流、スポーツなど、幅広い参加者が来場できる催し物を、各種団体とともに開催します。 ③ 地縁団体、知縁団体等の地域福祉活動を活性化するため、関係機関や団体等の連携を強化します。
補足説明など	＜地縁団体と知縁団体＞ 地縁団体：地域を基本とした旧来のコミュニティの事です。核家族化、流動人口の増加、生活様式や価値観の変容など、様々なことが要因で地域の繋がりが希薄になったと言われていたますが、生活実態に則した重要な役割を担っています。 知縁団体：自らの知識や経験を地域に還元したり、地域の課題に関わりを持とうとする人の集まりです。価値観や問題意識を共有し、既存団体の壁を越えて人と人の繋がりを形成しています。